平成２８年（フ）第３５３号
岡山市中区平井７丁目20番13号吉岡借家
債務者　上村　寛之
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５号
熊本県天草市楠浦町1903番地
債務者　坂本　美穂
1　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月５日午前11時
熊本地方裁判所天草支部

平成２８年（フ）第７０５９号
東京都福生市大字福生1690―103
債務者　木崎　　貢
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３５号
東京都八王子市絹ケ丘２丁目４番８号岸テラスハウス101号
債務者　長谷川敦志
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８８３号
東京都八王子市中野山王３丁目13番１―402号
債務者　市来たづ子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１９０７号
横浜市南区別所１丁目４番10―202号
債務者　中野　琢也
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９０８号
横浜市南区別所１丁目４番10―202号
債務者　中野裕美子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８５９号
東京都府中市是政５丁目６番地の６ライオンズプラザ是政駅前201
債務者　永井　清子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９１７号
東京都八王子市越野２番地４だるま第１ビル306号
債務者　木藤惠美子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１４３号
釧路市白樺台２丁目３番226号
債務者　小野　勝幸
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１４６号
釧路市鳥取南３丁目６番16号
債務者　若松　政幸
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１６１９号
横浜市緑区長津田５丁目５番12号　アルテフィーチェ201号
債務者　中島　　亮
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７９２号
神奈川県大和市中央２丁目13番６号　リバティハウス206号
債務者　佐藤みゆき
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７９４号
横浜市保土ケ谷区仏向町845番地１　コンフォール仏向町２棟707号
債務者　根本　光一
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９６０号
横浜市栄区野七里１丁目２番21―2132号
債務者　西野　隆二
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部